

議案第131号

上越市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について

上越市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年9月3日提出

上越市長 村山秀幸

上越市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

上越市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和46年上越市条例第107号）の一部を次のように改正する。

第16条第2項第2号中「（同法第16条第1号に該当する場合を除く。）」を削る。

附 則

この条例は、令和元年12月14日から施行する。